

令和2年6月29日

京都市東部文化会館

新型コロナウイルス感染拡大防止のための  
施設利用ガイドライン  
(会議室・和室・保育休養室)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご利用の際は、次のことを必ずお守りいただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは感染状況や府・市などの方針に準じ、変更が生じる場合があります。

●施設の人数制限・使用制限

(1) 各室の利用人数は、下記の通り、通常定員数の半分までとします。

第1会議室	第2会議室	第3会議室	和室A	和室B	保育・休養室
10名まで	10名まで	5名まで	5名まで	4名まで	3名まで

(2) 人と人との間隔は、最小1m(できるだけ2mを目安に)空けてください。

(3) 入退室、準備・撤去などの際に、密な状況が発生しないようにしてください。

(4) 定期的に休憩時間を設け、扉を開放するなどの換気をお願いします。

●主催者・関係者および入場者の健康管理

(1) 37.5℃以上の発熱がある場合や、次の症状がある方は入館しないよう対応をお願いします。

咳、呼吸困難、全身のだるさ、のどの痛み、鼻水・鼻づまり、味覚・嗅覚障害、  
目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

(2) 表現上困難な場合を除き、マスクの着用をお願いします。

(3) こまめな手洗い又は手指の消毒をお願いします。

(4) 入場者、関係者等の氏名及び緊急連絡先が分かる名簿を作成してください。